

広島市消防団活動支援システム導入事業に係る
公募型プロポーザル応募説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市消防団活動支援システム導入事業
- (2) 業務内容
応募説明書別紙1「広島市消防団活動支援システム導入事業基本仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和12年3月31日
- (4) 上限額及び概算事業費
本業務に係る契約の上限額は、23,100,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、概算事業費は18,480,000円程度を想定している。
（年度別内訳）

令和8年度	2,640,000円（上限額：3,300,000円）
令和9年度から11年度 各年度	5,280,000円（各年度上限額：6,600,000円）
- (5) 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）
消防局消防団室（広島市消防局4階）
住 所：〒730-0051 広島市中区大手町五丁目20番12号
電 話：082-546-3421（直通）
FAX：082-247-1645
E-mail：fs-shobodan@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

本プロポーザルに応募しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、本市に納税義務が無い場合は、申立書（様式4）を提出すること。
 - (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
 - (4) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 広島市消防団活動支援システム導入事業公募型プロポーザル審査委員会の委員
 - イ 前記アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
 - (5) 本件業務の従事者が所属する部署等が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格ISO/IEC27001の認証を受けていること。
 - (6) 公示日までに、次に掲げる類似業務の履行実績を有すること。

管轄人口50万人以上の都市又は消防団員1,000名以上の条例定数を定める都市の消防団に対し、消防団活動支援システム（スマートフォンアプリ等）の導入業務を請け負った実績を有すること。
- 3 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法
- 公募型プロポーザル応募説明書及び応募書類書式の交付については、以下を参照すること。

広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) トップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」画面から展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和8年5月15日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記1(5)の事業担当課

4 手続の全体スケジュール（予定）

	項目	日程
1	説明書等の交付（市ホームページで公開）	令和8年4月20日～
2	応募申込の受付	令和8年4月20日～5月15日
3	応募資格確認結果の通知	令和8年5月18日（予定）
4	仕様書等に関する質問受付	令和8年4月20日～5月1日
5	企画提案書の受付	令和8年4月20日～5月29日
6	企画提案書の説明	令和8年6月中旬
7	受託候補者の特定・通知	令和8年6月中旬
8	契約の締結	令和8年6月下旬（予定）

5 応募受付

(1) 申込期間

公示日から令和8年5月15日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出書類

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 履行実績調書（様式3）

エ 広島市税の納税証明書（写し可）

滞納の税額がない旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。）

※本市への納税義務がない者にあつては申立書（様式4）を提出すること

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」、「その3の2」又は「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

カ ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の証明書の写し

<広島市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合は以下の書類も併せて提出すること>

キ 直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

資格確認後、速やかに応募資格確認結果通知を発送する。

(6) 応募の辞退について

応募申込後、都合により辞退する場合は、応募辞退届（様式5）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年5月1日（金） 午後5時15分

(2) 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式6）を作成し、電子メールにより前記1(5)の事業担当課 E-mail アドレスに提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページ（前記3公募型プロポーザル説明書等の交付方法と同様）に掲載する。

7 企画提案書等の作成と提出

(1) 企画提案書の作成

提案は、応募説明書別紙2「公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」を参照して行うこと。

(2) 提出書類

表紙、企画提案書及び見積書 9部（正本1部＋副本8部）及び電子データ

(3) 提出期限

令和8年5月29日（金） 午後5時15分

(4) 提出方法

紙提出分（正本1部＋副本8部）については、持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限り、期限までに必着のこと。）とし、同内容（副本版）の電子データについては、電子メールにより前記1(5)の事業担当課あて提出すること。

(5) 留意事項

ア 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提出期間内に企画提案書を提出しなかった者については、プロポーザルを辞退したものとみなす。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式7）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

8 企画提案書の説明

(1) 企画提案書の説明は令和8年6月中旬頃（令和8年6月15日（月））を予定しているが、変更となる場合がある。）に広島市内で開催することを予定しており、日時、場所については別途通知

する。

- (2) 応募者による提案内容の説明は30分、質疑応答は15分として実施することを予定している。なお、企画提案書の説明を欠席した場合は、その提案を無効とする。
- (3) 企画提案書の説明者は、原則業務従事予定者が行うこと。また、各提案者の説明者は4名以内とすること。
- (4) 説明にあたっては、企画提案書のダイジェスト版等をプロジェクターなどに投影し、説明することも可能とする（モニター及びHDMIケーブルは広島市で準備する。）。ただし、企画提案書にない追加提案は認めない。
なお、説明に当たっては社名を名乗らず実施すること。

9 審査方法

(1) 審査

企画提案書及び企画提案書に係る説明を踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「広島市消防団活動支援システム導入事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査し、最も高い評価点を得た者を受託候補者として決定する。

(2) 評価基準

応募説明書別紙3「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を本業務の契約の受託候補者として特定する。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低水準（6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

ア 審査結果の通知後、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページで公表する。

イ 審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

11 契約の方法等

(1) 契約の締結

特定した受託候補者を当該契約の見積書を徴取する優先交渉権者に決定し、優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し、随意契約の方法により契約を締結する。このため、提案内容については必要に応じて業務内容の調整を行うことがある。

ただし、当該契約については前記1の上限の範囲内とする。

(2) 契約保証金

ア 契約を締結する場合においては、契約締結日までに各年度の支払予定額のうち最高額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

イ 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したときは、契約保証金の納付を免除する。

ウ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 優先交渉権者と協議が整わなかったときは、次順位の者を優先交渉権者とし、見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。

なお、優先交渉権者が正当な理由なく契約を締結しないことにより、優先交渉権者の決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

1.2 本件業務の履行に当たって

本件業務の履行に当たっては、関係法令及び広島市契約規則等の諸規定及び広島市物品調達契約約款等の規定を順守しなければならない。ただし、本件はサービス利用型の契約であることから、受注者が提供するサービスに個別の約款がある場合等は、広島市物品調達契約約款に代わる約款を用意する等、発注者と受注者とが協議して、約款を定めるものとする。

1.3 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書、企画提案書及び業務仕様書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに応募しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募資格を失うことがある。
- (8) 履行検査に当たっては、契約書に盛り込んだ企画提案書の内容を満たしていることを確認する。
- (9) 企画提案書に記載した技術者等の配置変更は、原則、認めない。